

【事業者】

事業者の名称	社会福祉法人 マーヤ園
代表者名	理事長 阿部 芳樹
事業者の所在地	兵庫県西宮市末広町1番3号

【保育園の概要】

名称	マーヤ保育園
所在地	兵庫県西宮市末広町1番3号
電話番号	(0798) 36-3220 (Fax 番号も同じ)
事業認可年月	昭和48年12月26日
施設長名	園長 阿部 芳樹

【マーヤ保育園沿革】

昭和33年4月10日、「個人立 末広愛児園」（定員35名）として設立・認可され、宗教法人「法安寺」（浄土宗）の境内地にあつて仏教保育を基底におき、心豊かな園児の成長に献身努力を積み重ねてきました。その後、当地域は特に商業地区として発展し、人口の過密化にともない、乳幼児の数も益々増加の傾向をたどり、毎年、保育を要すると認められる乳幼児が収容しきれぬ状態となりました。この現状を放任することは、児童福祉の面からも重大な問題であると考えると同時に、また地域社会からの強力な要請もあり、従来の「個人立 末広愛児園」を改園し、昭和50年3月、「社会福祉法人 マーヤ保育園」（定員60名）として、施設・設備の充実をはかり、地域の社会福祉増進のために大いに寄与しているところであります。なお「マーヤ」とは、お釈迦様のお母様の「摩耶夫人」から命名しました。

【施設の概要】

敷地面積	396 m ²
建 物	鉄筋コンクリート造 2階建
施設の内容	保育室3室 遊戯室1室 調理室1室 事務室1室 調乳室1室

【保育の方針】

当保育園は児童福祉法に基づき、保育に欠ける乳幼児を保育することを目的とし、乳幼児の最善の利益を考え、その福祉を積極的に増進します。また保育園は、乳幼児が生涯にわたる人間形成の基礎を培う極めて重要な時期にその生活時間の大半を過ごす所です。保育園における保育の基本は、家庭や地域社会と常に連携を図り、保護者の協力の下に家庭養育の補完を行い、子供が健康・安全で情緒の安定した生活が出来る環境を用意し、自己を十分に発揮しながら活動できるようにすることにより健全な心身の発達を図ることです。また子供を取り巻く環境の変化に対応して、地域における子育て支援のために、乳幼児などの保育に関する相談に応じ、助言するなどの社会的役割を負います。

【保育の目標】

- 一. 健康・安全で幸福な生活のために必要な日常の習慣を養い、身体機能の調和的発達を図る。
- 一. 園内において集団生活を経験させ、喜んでこれに参加する態度と協同、自主及び自律の精神の芽生えを養う。
- 一. 身の社会生活及び事象に対する正しい理解と態度の芽生えを養う。
- 一. 言語の使い方を正しく導き、童話・絵本等に対する興味を養う。
- 一. 音楽、絵画、体操等の方法により、創作的表現に対する興味を養う。
- 一. 生命尊重の保育を行う。(明るく)
- 一. 正しきをみて、絶えず進む保育を行う。(正しく)
- 一. よい社会人をつくる保育を行う。(仲良く)
- 一. 心豊かな人をつくる保育を行う。
- 一. 優れた個性を伸ばす保育を行う。

集団生活が、ともすれば画一的な管理保育にならないよう特に留意し、乳幼児それぞれが持っている優れた個性や可能性をのびのびと発達させるよう援助するとともに、生活習慣の基盤となる自立心、健康、安全、規律ある生活態度などが身に付くようにする。

【おちかい】

- 一. みんなのお役に、立ちましよう
- 一. 悪いことは、やめましよう
- 一. しっかり、おけいこしましよう
- 一. 立派な人に、なりましよう

【定員及び児童数】(平成 28 年 4 月 1 日現在)

	0 歳児 (つぼみ組)	1 歳児 (つくし組)	2 歳児 (たんぽぽ組)	3 歳児 (すみれ組)	4 歳児 (ゆり組)	5 歳児 (さくら組)	合 計
定 員	6 人	9 人	9 人	12 人	24 人		60 人
児童数	5 人	10 人	12 人	14 人	30 人		71 人

【職員体制】(平成 28 年 4 月 1 日現在)

園長	1 人
保育士	16 人 (常勤 9 人 非常勤 7 人)
調理員	3 人 (管理栄養士 1 人、栄養士 1 人、非常勤 1 人)
嘱託医	4 人

《マーヤ保育園 入園に関する注意事項》

【入園当初の保育時間（慣れ保育）について】

初めての日から長時間保育になりますと、子供にとって心身ともに大きな負担となります。集団保育に慣れるためにも次のような保育時間にご協力いただいておりますので、あらかじめご承知ください。

特に、0・1歳児は新しい環境に慣れるのに時間がかかるケースが多く、体調を崩しやすいので、慣れ保育中はしっかり休養したり、ゆったりとした時間をご家庭で過ごしていただくよう、ご協力お願いいたします。

最初の日から	3日間：9時～10時30分
3日間	{ 9時～12時（昼食後）【3歳以上児】 9時～11時45分（昼食後）【2歳児】 9時～11時30分（昼食後）【0・1歳児】
3日間	：9時～15時（おやつ後） （土曜日と重なる場合、月曜日にずれます）

※必ず9日間の慣れ保育をして頂くため、欠席した場合は、ずれていきます。また、慣れない場合は延長していただく場合があります。慣れ保育が終了すると平常保育に移行します。

【保育時間について】

《通常の保育時間》

月曜日～金曜日：8時30分～16時30分

土曜日：8時30分～12時00分

保育開始時間＝勤務開始時間－(通勤時間＋10分以内)

保育終了時間＝勤務終了時間＋(通勤時間＋10分以内)

【保育標準時間に認定された方】

就労等により通常の保育時間帯に送迎ができない場合は、下記の延長保育を申請してください。

《無料延長保育》

朝：7時30分～8時30分 夕：16時30分～18時30分

《有料延長保育》

18時30分～18時45分（月額1,500円） 18時30分～19時00分（月額3,000円）

〔有料延長保育を認定されていない方でも、お迎えが午後6時30分を越える場合は延長料金として1名につき500円、午後6時45分を超える場合は1,000円を当日お支払い頂きます。〕

【保育短時間に認定された方】

就労等により通常の保育時間帯に送迎ができない場合は、その度延長保育料(30分につき500円)をお支払いいただきます。

勤務先の変更等で月途中に大幅に勤務時間が替わる方は、園までご相談ください。

【保育園の一日】

0・1 歳 児		2 歳 児		3 歳以上児	
7:30	自由遊び(室内)	7:30	自由遊び(室内)	7:30	自由遊び(室内)
9:00		9:00	室 外 遊 び	9:00	室 外 遊 び
9:30	室 内 体 操	9:30	体 操	9:30	体 操
9:45	牛 乳		牛 乳		
10:00	室 内 外 遊 び	10:00	設 定 保 育 又 は 室 外 遊 び	10:00	設 定 保 育
11:00	昼 食	11:10	昼 食	11:20	昼 食
11:30	午 睡				
		12:00	午 睡	12:30	午 睡
14:15	起 床	14:20	起 床		(5 歳児は 1 月初めまで)
14:45	牛乳・おやつ	14:45	牛乳・おやつ	14:15	起 床
15:15	自由遊び(室外)			14:30	牛乳・おやつ
	自由遊び(室内)		自由遊び(室外)		自由遊び(室外)
16:00	随時降園	16:00	随時降園	16:00	随時降園
19:00	閉 園	19:00	閉 園	19:00	閉 園

【登園・降園について】

- ・ 保育園の利用は、基本的に保護者の方の就労支援です。他の理由でお子様をお預かりすることはできません。お仕事が終わられましたら、夕飯等のお買い物の前に、速やかにお迎えに来てください。また、ご両親のいずれか一方でもお仕事がお休みの日(特に土曜日)はお家で保育をしてください。
- ・ 朝 7 時 30 分に開門します。それより早く登園しても入室できません。
- ・ 風邪や食中毒予防のため、登園したら必ず手を洗いましょう。
(0・1 歳児は保護者の方が必ずついて、洗ってあげてください。)
- ・ 9 時 30 分から始まる体操に参加できるように、9 時までに登園して下さい。
- ・ 遅刻・欠席の場合は、給食準備の都合上、9 時までに連絡して下さい。
【 Tel (0798) 36-3220 】
- ・ 安全のため、9 時 30 分から 15 時 30 分までは門の施錠をしています。その間に御用のある方はインターホンを鳴らして下さい。
- ・ 許可された保育時間を必ず守ってお迎えに来て下さい。やむを得ず遅くなる場合やお迎えの保護者の方が通常と変わる場合は、必ず連絡して下さい。(お迎えの方が変わる場合は、お迎えに来られる方の名前や関係を伝えて下さい。)
- ・ 自動車・自転車での送り迎えは、近隣に迷惑のかからないようにして下さい。特に自動車を駐車する時には、他の子供たちの安全にも十分配慮した場所に駐車して下さい。(隣のアパートの前には駐車しないで下さい。)
- ・ 送り迎えの際、貴重品は手離さずに常に携帯しておいて下さい。
- ・ 習い事でのお迎えは、それぞれの組のお昼寝の前後に来てください。お昼寝途中のお迎えは避けてください。

【園生活について】

- ・月初めに、『園だより』・『献立表』を配布します。『園だより』には行事予定や連絡事項等が書いてありますので、毎月必ず目を通して下さい。
- ・0・1歳児は『連絡帳』がありますので、前日と朝のお子様の様子を書いて持ってきて下さい。
- ・2～5歳児は『連絡帳』がありません。連絡事項がある時は紙に書いて『出席ノート』の表に貼って下さい。園・担任から連絡がある時もそのようにします。
- ・その他の連絡事項は、玄関の掲示板にてお知らせしますので、登園・降園の際、気をつけて見るようにして下さい。
- ・園では『予防接種台帳』をつけています。予防接種を受けたら、いつ・何の予防接種を受けたのかを担当までお知らせ下さい。
- ・住所・緊急連絡先（携帯電話等）・勤務先が変更になった場合や、出張等でいつもと違う場所で勤務される場合は、必ず担任までお知らせ下さい。
(急病等の緊急の際、必ず連絡が取れるようにご協力をお願いします。)
- ・体調の急変等の緊急事態が発生した場合は、速やかに保護者の緊急連絡先等に連絡します。また、嘱託医又は主治医に相談する等の措置を請じます。保護者と連絡が取れない場合には、児童の身体の安全を最優先させ、当保育所が責任を持ってしかるべき対処を行いますので、あらかじめご了承願います。
- ・転居等で退園する場合は、15日までにお知らせ下さい。
- ・園では集団生活をしています。他の児童に広がることもありますので、病気や体調を崩したときは、熱は高くなくても子ども自身の療養に努め、症状が重くならないように家庭で十分に静養して下さい。
- ・病気やけがなどで保育園を休むときは、病名や症状を必ず連絡してください。
- ・保育中に体調が悪くなったり、けがをして集団生活が出来ないときは連絡しますので、お迎えに来て下さい。
- ・園のホームページ(<http://mayahoikuen.com/>)に園で撮った写真をアップします(随時更新)。更新時には『園だより』でお知らせします。
- ・『よい子ネット』を利用して園の活動の様子が見られます(随時更新)。携帯電話・パソコンから<http://yoiko-net.jp>にアクセスし、マーヤ保育園のページで新規登録をしてください。登録料はかかりません。(園のホームページからも入れます)
- ・苦情は面接、電話、書面などにより園長・主任が随時受け付けます。なお、第三者委員に直接苦情を申し出ることもできます。苦情責任者である園長は、苦情申出人と誠意をもって話し合い、解決に努めます。
- ・次世代育成を担う保育士の人材育成を願い、また地域とのつながりになればと考え、実習生の受入れをしています。
- ・毎月1回避難訓練を実施しています。想定を「火災」「地震津波」「不法者侵入」とし、時間帯もいろいろなパターンを設定しています。
- ・当保育所は、利用乳幼児の人権の擁護、児童虐待の防止のため、従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修等を実施します。

【行事について】

以下の行事は保護者の方に参加して頂きますので、『園だより』で日時をご確認下さい。

運 動 会 10月上旬～中旬頃の土曜日
生活発表会 2月下旬～3月上旬の土曜日《劇や歌の発表会です》

【給食について】

- ・全児完全給食です。(離乳食も当日の材料で、個々に合わせたものを作ります。)
- ・3～5歳児は主食費として月額1,000円徴収します。
- ・おやつは週3回が手作りおやつ、その他はお菓子になります。
- ・アレルギーがある場合は、お知らせ下さい。別に定めた対応に従って除去食(完全除去)・代替食を実施していますが、医師の診断書が必要になります。対応できない場合は、お弁当持参になります。
- ・年に数回、行事等に併せてお弁当を持ってきてもらう日があります。

【休園日について】

- ・日曜日・国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日はお休みです。
- ・年末年始(12月29日～1月3日)は冬休みで、休園です。

【実費徴収について】

項 目	年 齢	時 期	金 額
用 品 代	0・1歳児	入園・進級時	約1,500円
	2歳児	入園・進級時	約2,000円
	3才児	入園・進級時	約5,500円
	4歳児	入園・進級時	約4,700円
	5歳児	入園・進級時	約1,400円
お泊り保育代	4・5歳児	7月	1,000円
芋掘り遠足代	3～5歳児	10月頃	1,200円
卒園遠足(キッサニア)代	5歳児	12月上旬	2,000円

【各種検診等について】

- ・春・秋の2回、内科・歯科・耳鼻科・眼科の検診を行います。検診を受けなかった場合は、個人で医者に行き、結果を園に報告して下さい。(園医にて健診を受けた時は費用は園負担ですが、それ以外は自己負担です。)
- ・0・1歳児は毎月1回、乳児検診を行います。
- ・西宮市の保健師さんが毎月巡回して、子供達の様子を見て下さいます。
- ・年1回、ぎょう虫検査(全員)・検尿(3～5歳児)を行います。

【薬の受付について】

- ・医療機関には保育園では原則として投薬は出来ないことを伝え、薬の処方出来るだけ朝・夕・寝る前にしてもらおうよう相談して下さい。
- ・やむを得ず薬を持参する場合は、『与薬依頼票』に記入し、薬と一緒に保育士に手渡しして下さい。『与薬依頼票』には1日用と1週間用があります。(園のホームページからもダウンロードできます)
- ・薬は医療機関からの処方であること。保護者の判断で持参した薬は対応できません。市販の薬、解熱剤、座薬、鎮痛剤等はお預かりできません。
- ・薬は1回分を持参して下さい。水薬も記名した容器に1回分を入れ替えて持ってきて下さい。
- ・吸入や膏薬の張り替えなどの医療行為は保育園ではできないことになっています。

【『登園可能証明書・登園届』について】

保育園は、集団で長時間生活を共にする場です。感染症にかかった時は症状が重くならないように療養し、周囲の子どもたちにうつさないためにも登園を遠慮していただいております。

下記①の感染症については医師の証明、②の感染症については医師の診断に従い保護者の届けをしていただき、保育所での集団生活に適応できる状態に回復されましたら『登園可能証明書・登園届』をご持参の上、登園していただきますようお願いいたします。用紙は園にあります。(園のホームページからもダウンロードできます)

①登園可能証明書

(医師の証明が必要)

麻しん(はしか)
インフルエンザ
風しん
水痘(みずぼうそう)
流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)
結核
咽頭結膜熱(プール熱)
流行性角結膜炎
百日咳
腸管出血性大腸菌感染症 (O-157、O-26、O-111等)

②登園届

(医師の診断に従い保護者の届けが必要)

溶連菌感染症
マイコプラズマ肺炎
手足口病
伝染性紅斑(リンゴ病)
ウイルス性胃腸炎 (ノロ、ロタ、アデノウイルス等)
ヘルパンギーナ
RSウイルス感染症
帯状疱疹
突発性発疹

【インフルエンザについて】

インフルエンザを発症した場合は、学校保健安全法により、発熱した日を0日目として発症から5日間が経過し、かつ解熱した日を0日目として解熱後3日間が経過するまでは保育園を休んでもらうことになります。

熱っぽいと感じられたときは、必ずすぐに医者連れて行って診察をしてもらって下さい。

【保険(キッズガード)について】

西宮市保育協議会では、園児総合保障制度『キッズガード』への加入をお勧めしています。傷害補償はもちろん、兵庫県で加入が義務化されているいわゆる「自転車保険」にも対応し、大幅な団体割引が適用されています。ぜひご検討下さい。

M E M O